

港湾運送関連事業料金

この料金は、清水港運関連事業協会会員事業者が届出し、受理された内容を料金別にまとめたもので、届出額の最高・最低の幅で表示しています。

1 荷直・荷造料金

平成7年12月1日実施

適用範囲

この荷直・荷造料金は、船内荷直作業、沿岸荷直・荷造作業を行う場合に適用します。

料金の種類及び適用方

1 基本料金

荷直料金 (1トンにつき 単位 円)

| 区 分 | 金 額 |
|--------|-----|
| 船内荷直料金 | 216 |
| 沿岸荷直料金 | 649 |

沿岸荷造料金 (1トンにつき 単位 円)

| 区 分 | | 金 額 | |
|-----------------|--------|-----------|------------|
| 本船接岸・はしけ揚撒貨物料金 | 小麦、米 | 898 | |
| コンテナ詰の 撒貨物料金 | 麻袋 | バン卸し袋詰 | バンよりベルト揚袋詰 |
| | | メイズ・大豆・雑豆 | 1,415 |
| | ハイキューブ | 2,407 | - |
| | フレコン | メイズ・大豆・雑豆 | 3,108 |
| ハイキューブ | | 4,246 | - |

(注)1 39kgが 1kg未満の袋詰作業については、委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

2 解袋作業、量目調整、目切、エフ付等は別途料金を申し受けます。

作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ア 船内荷直作業は、船艙内にて荷卸し中に破損した袋物等の荷こぼれ貨物の掃集及び補修を行う作業とします。

イ 沿岸荷直作業は、解揚げ、その他岸壁等において破損した袋物等の荷こぼれ貨物の掃集及び補修を行う作業とします。

ウ 沿岸荷造作業は、解揚げ及びコンテナ詰め撒貨物の袋詰めまたはフレコン等への移し替え作業とします。

料金表に記載のない貨物

基本料金表に記載のない貨物については、類似した作業内容(作業方法、取扱量、人員等)の貨物の料金を適用します。また、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した金額をそれぞれの料金とします。

2 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

| 種 別 | 内 容 | 割増率 |
|-----------|--------------------------|-----------|
| 半夜作業 | 16時30分から21時30分までの間における作業 | 基本料金の 6割増 |
| 日曜日・祝祭日作業 | 日曜日・祝祭日における作業 | 基本料金の10割増 |

3 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位 円)

| 区 分 | 種 類 | 船内荷直 (1口2人) | 沿岸荷直・荷造 (1口4人) |
|-----------------------|-----------------------|----------------|-------------------|
| | 昼 間(8時30分から16時30分まで) | | 7,800 |
| 半 夜(16時30分から21時30分まで) | | 12,130 | 24,270 |

本料金は、作業開始時刻(昼間作業にあつては8時30分、半夜作業にあつては16時30分)以降において、昼間作業にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあつては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間についてそれぞれの待機料金を適用します。

ただし、その事由が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

なお、1口の構成員が基準人数(船内荷直2人、沿岸荷直・荷造4人)以外の場合は、本料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を該当作業の「待機料金」とします。

4 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位 円)

| 区 分 | 種 類 | 船内荷直 (1口2人) | 沿岸荷直・荷造 (1口4人) |
|-----------------------|-----------------------|----------------|-------------------|
| | 昼 間(8時30分から16時30分まで) | | 61,880 |
| 半 夜(16時30分から21時30分まで) | | 96,230 | 192,540 |

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1)作業手配の取消しの場合

昼間作業の手配申受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消しについては、昼間作業の最低料金を適用します。

半夜作業の手配申受け最終時刻(当日の15時)以降の取消しについては、半夜作業の最低料金を適用します。

(2)半端作業等の場合

作業開始後における作業中止または少量作業、あるいは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

なお、作業の構成員が基準人数(船内荷直2人、沿岸荷直・荷造4人)以外の場合は、基準人数に係る料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を当該作業に係る料金とします。

5 分担金等

(1トンにつき)

| 区 分 | 船内荷直料金 | 沿岸荷直料金 | 沿岸荷造料金 |
|------------|--------|--------|--------|
| (1)港湾福利分担金 | 75銭 | 2円24銭 | 4円 |
| (2)労働安定基金 | 66銭 | 1円96銭 | 3円50銭 |

6 消費税及び地方消費税の加算

- (1)料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2)上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

7 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれが大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合にはその例によります。

8 その他

- (1)荒・雨・雪天時及び強行作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けま
す。
- (2)貨物のダメージ、変質、その他作業困難な作業の場合、フレコンの再利用の整備、またはバン卸し撒
袋詰網使用流しかけ等の作業及び単量が55キログラム未満または小口貨物の場合には、委託者と協議
の上、決定した料金を申し受けま
す。
- (3)サイロ等に施設された、自動袋詰機からの荷造作業については、委託者と協議の上、決定した料金を
申し受けま
す。
- (4)通船または特殊機材等及び消耗品を使用した場合には、実費を申し受けま
す。
- (5)本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において、当事者間の取決めまたは慣
習によります。

2 船積貨物固定区画料金

平成7年12月1日実施

適用範囲

この船積貨物固定区画料金は、船積貨物の固定区画作業を行う場合に適用します。

料金の種類及び適用方

1 基本料金

| 品目 | セキュアリング | | 作業標準 |
|------------------------|---------|--------|-------------------------|
| コンテナ | 1個につき | 3,247円 | ラッシング及びショアリング |
| ノックダウン自動車 | 1トンにつき | 250円 | ラッシング及びショアリング |
| 雑貨類・機械類(1個当たり5トン未満のもの) | 1トンにつき | 424円 | ラッシング及びショアリング |
| 機械類(1個当たり5トン以上のもの) | 1トンにつき | 332円 | ラッシング及びショアリング |
| 一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む) | 1トンにつき | 213円 | ラッシング及びショアリング |
| 鋼管・コイル(口径12インチ以上のもの) | 1トンにつき | 268円 | ラッシング及びショアリング |
| 小型車輛 | 1台につき | 1,190円 | ロープまたはゲージワイヤーによる4点ラッシング |

(注)上記基本料金は、チェーンソー、オイルカッターの使用料を含みます。

(1)作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ラッシング作業は、ロープ、ワイヤー、帯鉄、ゲージワイヤー、鎖等を使用して貨物を固縛し、位置を固定する作業とします。

ショアリング作業は、木材またはパイプ等を使用して貨物の位置を固定し、または区画する作業とします。

(2)料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表に記載の貨物と類似した作業内容(作業方法、取扱量、人員等)等の貨物の料金を適用します。また、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した金額を基本料金とします。

2 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合は、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

| 種別 | 内容 | 割増率 |
|-----------|--------------------------|-----------|
| 半夜作業 | 16時30分から21時30分までの間における作業 | 基本料金の6割増 |
| 日曜日・祝祭日作業 | 日曜日・祝祭日における作業 | 基本料金の10割増 |

3 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

| 区 分 | 金 額 | |
|-----------------------|--------------|---------|
| 昼 間(8時30分から16時30分まで) | 1口1時間につき(6人) | 23,370円 |
| 半 夜(16時30分から21時30分まで) | 1口1時間につき(6人) | 36,350円 |

本料金は、作業開始時刻(昼間作業にあつては8時30分、半夜作業にあつては16時30分)以降において、昼間作業にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあつては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、その事由が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限りです。

なお、1口の構成員が基準人数(6人)以外の場合は、本料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を該当作業の「待機料金」とします。

4 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

| 区 分 | 金 額 | |
|-----------------------|-----------|----------|
| 昼 間(8時30分から16時30分まで) | 1口につき(6人) | 185,400円 |
| 半 夜(16時30分から21時30分まで) | 1口につき(6人) | 185,400円 |

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限りです。

(1)作業手配の取消しの場合

昼間作業の手配申受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消しについては、昼間作業の最低料金を適用します。

半夜作業の手配申受け最終時刻(当日の15時)以降の取消しについては、半夜作業の最低料金を適用します。

(2)半端作業等の場合

作業開始後における作業中止または少量作業、あるいは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

なお、作業の構成員が基準人数(6人)以外の場合は、基準人数に係る料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を当該作業に係る料金とします。

5 コンテナ内貨物固定作業料金

コンテナ内に積付ける船積貨物を固定する作業料金は、次のとおりとします。

(1個につき 単位 円)

| 種 別 | 1口作業員数 | 20フィート型 | 40フィート型 |
|----------|--------|---------|---------|
| ドライコンテナ | 2人 | 7,600 | 11,400 |
| フラットコンテナ | 2人 | 12,200 | 18,300 |

当該作業において、前項に掲げる2の割増料金、3の待機料金、及び4の最低料金が発生した場合は、それぞれ該当する料金を準用します。

6 分担金等

| 区 分 | コンテナ (1個につき) | ノックダウン自動車 雑貨類・機械類・鋼材類 | 小型車輛(1台につき) |
|------------|-----------------|--------------------------|-------------|
| (1)港湾福利分担金 | 11円20銭 | 1円36銭 | 4円48銭 |
| (2)労働安定基金 | 9円80銭 | 1円19銭 | 3円92銭 |

7 消費税及び地方消費税の加算

- (1)料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2)上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれが大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合にはその例によります。

9 その他

- (1)閉鎖ハッチ内、高所、狭隘箇所等の作業環境において、特に困難が伴う作業については、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- (2)汚損の甚だしい貨物、海難貨物等の作業及び特殊船の作業、防波堤外作業、荒雨・雪天時作業等の場合は基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- (3)高価品の明示ある貨物、動物類、危険品等の作業及び委託者の特別な要求による作業については、委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- (4)出張作業及び便乗作業の場合の交通費、運搬費、日当、宿泊費の経費は実費を申し受けます。
- (5)通船または特殊機材及び消耗品を使用した場合には、実費を申し受けます。
- (6)本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において、当事者間の取決めまたは慣習によります。

3 船積貨物警備料金

平成11年4月1日実施

適用範囲

この船積貨物警備料金は、船積貨物の警備を行う場合に適用します。

料金の種類及び適用方

1 基本料金

(1個につき 単位 円)

| 項目 | 本船舷門 または 巡回警備料金 | 本船船艙 警備料金 | 舢運送 警備料金 | 貨物集積場 警備料金 |
|---------------------|----------------------------------|--------------|-------------|---------------|
| 昼間 (8時から17時まで) | 17,535 ~ 17,552 | | | |
| 夜間 (17時から翌朝8時まで) | 35,044 ~ 35,077 | | | |
| 半夜 (17時から21時まで) | 夜間料金の5割 | | | |
| 一昼夜 (8時から翌朝8時まで) | 昼夜料金と夜間料金の合算額から10%に相当する額を差し引いた金額 | | | |

(1)作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

「本船舷門または巡回警備」及び「本船船艙警備」は維繫本船の舷門、船艙、甲板等本船内において、船積貨物の警備を行う作業とします。

「舢運送警備」は舢積貨物(場所は舢溜、荷揚場、本船、船側等)の警備を行う作業とします。

「貨物集積場警備」はコンテナ・ヤード、ライナー・バース、上屋(CFSを含む)及び野積場等における集積貨物の警備を行う作業とします。

(2)その他

各警備作業に要する口数は、その都度委託者と協議の上、決定します。

2 割増料金

| 種別 | 内容 | 割増率 |
|-----------|---------------|----------|
| 日曜日・祝祭日作業 | 日曜日・祝祭日における作業 | 基本料金の3割増 |

3 作業手配の取消しがあった場合の料金

| 区分 | 金額 |
|------------------------------|-----------|
| 作業開始(昼間作業は8時、夜間作業は17時)1時間前まで | 基本料金の6割増 |
| 作業開始(昼間作業は8時、夜間作業は17時)1時間前以降 | 基本料金の10割増 |

作業手配の申受けは、原則として前日の15時まで

4 分担金等

| 区 分 | 昼間 (8時30分から 16時30分まで) | 半夜 (17時から 21時まで) | 全夜 (17時から 翌朝8時まで) |
|------------|-----------------------------|------------------------|-------------------------|
| (1)港湾福利分担金 | 60円 | 60円 | 120円 |
| (2)労働安定基金 | 52円 | 52円 | 104円 |

5 消費税及び地方消費税の加算

- (1)料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2)上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

6 その他

- (1)警備作業引受け時間帯に前後する関連雑作業については、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- (2)委託者の要求により封印を行った場合は、委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- (3)委託者の要求により出張警備を行った場合は、別に出張旅費を申し受けます。
- (4)天災により警備員の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り、委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。
- (5)本料金表に記載のない事項が発生した場合は、その都度委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

4 艙内清掃料金

平成7年12月1日実施

適用範囲

この艙内清掃料金は、船艙内の清掃作業を行う場合に適用します。

料金の種類及び適用方

1 基本料金

(1トンにつき)

| 前積貨物名 | 種 類 | 金 額 | |
|-----------|--|--------|---------|
| | | 普通清掃 | 水洗清掃 |
| 穀飼 | 穀類、塩、砂糖、銑鉄、加里、屑鉄 | 57円00銭 | 83円00銭 |
| 鉱石 肥料 | 石炭、鉄鉱石、燐鉱石、ボーキサイト、 飼料用ペレット、塩漬獣皮、塩蔵魚 | 60円00銭 | 94円00銭 |
| 屑鉄 石灰類 | 黒鉛、セメント、亜鉛礦、ニッケル鉱、 オイルコークス、ピッチ、銅鉱石 | 80円00銭 | 119円00銭 |

(1)作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

普通清掃作業は、ほうき類を使用し、床面並びに船側の清掃を行う作業とします。

水洗清掃作業は、普通清掃と委託者の供給する用水による水洗清掃を併せ行う作業とします。

(2)料金表に記載のない種目

基本料金表に記載のない前積貨物については、基本料金表に記載の類似前積貨物及び類似作業内容の前積貨物料金を適用します。また、類似した前積貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した金額をそれぞれ基本料金とします。

2 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

| 種 別 | 内 容 | 割増率 |
|-----------|--------------------------|-----------|
| 半夜作業 | 16時30分から21時30分までの間における作業 | 基本料金の 6割増 |
| 日曜日・祝祭日作業 | 日曜日・祝祭日における作業 | 基本料金の10割増 |

3 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位 円)

| 区 分 | 種 類 | 普通清掃 | 水洗清掃 |
|-----|-----|-------|-------|
| | | (14人) | (17人) |
| | | | |

| | | |
|-----------------------|--------|---------|
| 昼 間(8時30分から16時30分まで) | 54,570 | 66,270 |
| 半 夜(16時30分から21時30分まで) | 84,900 | 103,080 |

本料金は、作業開始時刻(昼間作業にあつては8時30分、半夜作業にあつては16時30分)以降において、昼間作業にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあつては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間についてそれぞれの待機料金を適用します。

ただし、その事由が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

なお、1口の構成員が基準人数(普通清掃14人、水洗清掃17人)以外の場合は、本料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を該当作業の「待機料金」とします。

4 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。(1口1時間につき 単位 円)

| 区 分 | 種 類 | 普通清掃 (14人) | 水洗清掃 (17人) |
|-----------------------|-----------------------|---------------|---------------|
| | 昼 間(8時30分から16時30分まで) | | 432,920 |
| 半 夜(16時30分から21時30分まで) | | 432,920 | 525,735 |

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1)作業手配の取消しの場合

昼間作業の手配申受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消しについては、昼間作業の最低料金を適用します。

半夜作業の手配申受け最終時刻(当日の15時)以降の取消しについては、半夜作業の最低料金を適用します。

(2)半端作業等の場合

作業開始後における作業中止または少量作業、あるいは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

なお、作業の構成員が基準人数(普通清掃14人、水洗清掃17人)以外の場合は、基準人数に係る料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を当該作業に係る料金とします。

5 分担金等

(1トンにつき)

| 区 分 | 穀飼、鉱石、肥料、屑鉄、石灰類 | | |
|------------|------------------|------------------------------------|-----------------------------------|
| | 穀類、塩、砂糖、銑鉄、加里、屑鉄 | 石炭、鉄鉱石、燐鉱石、ボーキサイト、飼料用ペレット、塩漬獣皮、塩蔵魚 | 黒鉛、セメント、亜鉛礦、ニッケル鉱、オイルコークス、ピッチ、銅鉱石 |
| (1)港湾福利分担金 | 25銭 | | |
| (2)労働安定基金 | 22銭 | | |

6 消費税及び地方消費税の加算

(1)料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2)上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

7 料金の計算方

- (1) 船内清掃料金は、船艙の容積(グレンキャパシティ)に対し適用し、容積は1.133立方メートルをもって1トンとします。
- (2) 専用船及び作業形態その他について特殊事情のある船内清掃作業の場合については、次の適用係数によって基本料金を申し受けます。

| 作業施行トン数(グレンキャパシティ) | 基本料金適用係数 |
|----------------------|--|
| 5,000トン未満 | 1.6 |
| 5,000トン以上20,000トンまで | 1.6～1.0 (1,000トンを増すごとに係数を0.04ずつ減ずる) |
| 20,000トン | 1.0 (基本料金) |
| 20,000トン以上40,000トンまで | 1.0～0.8 (1,000トンを増すごとに係数を0.01ずつ減ずる) |
| 40,000トン以上50,000トンまで | 0.8～0.6 (1,000トンを増すごとに係数を0.02ずつ減ずる) |
| 50,000トン以上 | 0.6 |

8 その他

- (1) 荒・雨・雪天時及び強行作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- (2) 普通清掃とソーダストを使用して行う床面清掃を併せて行う作業、甲板裏、ビーム裏及びハッチコーミング裏の清掃を行う作業等の特殊な作業については、基本料のほかに委託者と協議の上、決定した料金を申し受けます。
- (3) タンククリーニング作業については、委託者と協議の上、決定した料金を申し受けます。
- (4) 出張作業及び便乗作業の場合の交通費、運搬費、日当、宿泊費等の経費は実費を申し受けます。
- (5) ビルジウェイ及び水洗前のローズボックスの清掃作業は実費を申し受けます。
- (6) 通船または委託者の要求により、特にウォーターポンプ、トラック、ゴミはしけ、水はしけ等の機械器具類を使用した場合には、実費を申し受けます。
- (7) 脱臭剤、ウエス、ソーダスト、洗剤、かます、医薬品、保護具等及び消耗品を使用した場合には、実費を申し受けます。
- (8) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において、当事者間の取決めまたは慣習によります。